

# 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

新型コロナウイルス感染症<新しいコロナウイルスの病気>のせいで仕事がなくなった技能実習生や特定技能外国人を助けています。

出入国在留管理庁

## もくじ 目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

## 何のためにしますか？

出入国在留管理庁<外国人が日本に来たり、日本から自分の国へ帰ることの管理をするところ>は、新型コロナウイルス感染症のせいで、仕事がなくなった技能実習生や特定技能外国人などを助けています。仕事がなくなった技能実習生たちが、日本の他のところで働けるように、手伝います。一番下の「要件」にあてはまる人は、「特定活動」という在留資格<日本にいれること>がもらえます。また、技能実習生が日本に来ることができなくなったから、働く人がいない会社も助けてます。

## 支援の概要

出入国在留管理庁は、実習が継続困難となった技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

## どんなことをしますか？

仕事がなくなった人のことを急いで調べます。関係機関<他のところで、技能実習生の仕事に関わるところ>に調べたことを教えます。仕事がなくなった技能実習生たちがしたい仕事ができるように、関係機関と一緒に手伝えます。また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンターなどと一緒に

がいこくじん そうだん き たす  
外国人の 相談を 聞いて、助けてます。

## 在留資格上の措置

- 在留資格 「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大1年
- 令和2年4月20日から実施(予定)
- 要件

- 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
- 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
- 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
- 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
- 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

## 在留資格のこと

- もらえる 在留資格: 「特定活動(就労可)」 ※就労可<働いても いい>
- いつまで: 一番長くて 1年
- いつから: 令和2年(2020年)4月20日からの 予定
- 要件 <資格をもらうのに必要なこと>
  - 申請する人<資格がほしい人>が日本人と同じ給料をもらうこと。
  - 申請する人が仕事をするために必要なことを勉強したいと思っていること。
  - 申請した人が働く会社は、申請した人が正しく働くようにできること。  
(今までに外国人が働いたことがあるなど)
  - 申請した人が働く会社は、申請した人が必要なことを勉強できる仕事ができるように教えたり、手伝ったりすること。
  - 申請した人が働く会社は、申請した人が日本にいる間、生活などを助けること。